

## 愛知県環境影響評価審査会北名古屋ごみ焼却工場部会会議録

- 1 日時 平成23年9月12日（月）午後2時から午後4時まで
- 2 場所 愛知県自治センター 5階 研修室
- 3 議事
  - (1) 部会長の選任について
  - (2) 名古屋都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）北名古屋ごみ焼却工場建設事業に係る環境影響評価方法書について
  - (3) その他
- 4 出席者  
委員6名、説明のために出席した環境部職員14名、事業者8名
- 5 傍聴人等  
傍聴人4名、報道関係者1名
- 6 会議内容
  - (1) 開会
  - (2) 議事
    - ア 部会長の選任について
      - ・ 部会長について、吉久委員が互選により選出された。
      - ・ 議事録の署名について吉久部会長が、東海林委員と富田委員を指名した。
      - ・ 部会長代理について、吉久部会長から成瀬委員が指名された。
    - イ 名古屋都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）北名古屋ごみ焼却工場建設事業に係る環境影響評価方法書について
      - ・ 資料2、資料3及び資料4について、事務局から説明があった。

### <質疑応答>

【吉久部会長】 前回審査会の指摘事項について、特に2点目の動物、植物及び生態系を環境影響評価の項目として選定していない点については随分議論があったが、動植物が専門の委員から何か意見はないか。

【柳澤委員】 前回審査会では、方法書に掲載されている30年前の植生図、名古屋市や北名古屋市といった事業実施区域を含む周辺の広い範囲で確認された重要種の情報が示されたのみであり、事業実施区域近傍の状況を説明できる情報が示されていなかった。このため、事業者が、動物、植物及び生態系を項目として選定しなかった理由が理解できなかったが、本

日の資料で事業実施区域及びその近傍の概況が示されたので、事業者が動物等を選定しないと考えた理由がある程度解ってきた。

ただ、事業実施区域及び周囲の動物相や植物相が貧弱なのかどうかは、基本的な調査結果を見ないと判断できるものではない。したがって、基本的な現地調査を行っていただく必要があると考える。

【吉久部会長】基本的な調査を実施する必要があるとの指摘である。本日の資料では、平成 23 年 3 月に現地踏査を行った結果が示されているが、基本的な調査とは具体的にはどの程度の調査なのか。

【柳澤委員】 現地踏査は 3 月末の 1 日に現地の概況を見てきたものにすぎない。基本的な調査というのは、一般的な環境影響評価で行われるような動物、植物及び生態系の現地調査のことである。

【事務局】 動物、植物及び生態系については、1 回のみではなく四季調査により現地の状況を把握する必要があること、調査範囲については他のごみ焼却施設の環境影響評価と同様に、事業実施区域の周囲 200m 程度の範囲の状況を調査することが必要であるという指摘と理解してよいか。

【柳澤委員】 その通りの指摘である。

【吉久部会長】 四季、計 4 回調査を行うということか。

【柳澤委員】 対象となる分類群ごとに時期が変わるはずである。

【事務局】 分類群ごとに調査に適した時期が異なることから、これまでの環境影響評価の現地調査においても、分類群ごとに調査時期を設定している。そういった点を考慮し部会報告案の内容を検討することとしたい。

【吉久部会長】 事務局でよく検討いただきたい。

【夏原委員】 前回審査会の指摘事項の 3 点目に緑地に係る内容がある。事業実施区域の周囲の状況を考慮すると、今後、市街化がさらに進展すると緑地が少なくなる可能性がある。公共事業を実施するには、十分緑地率を確保できるように検討いただきたい。

【事務局】 事業者は緑地を整備するとしているが、ご指摘の点を踏まえて部会報告案の内容を検討することとしたい。

【東海林委員】 環境大気質の現地調査の地点をどういった考え方で選定したのかを説明されたい。また、新川の対岸に高層マンションが林立しており、高層マンションへの影響が懸念される。高層マンションでの大気質の現地調査について検討する必要はないか。

【事務局】 事業者に確認したところ、環境大気質の現地調査の地点については、主風向が北西であることを考慮し、主風向の風上と風下の 2 箇所と、これに直交する 2 箇所の計 4 地点を設定し、周囲の状況を把握する計画とのことである。

新川の対岸にある高層マンションへのばい煙の影響を検討すべきというのは重要な指摘である。方法書の 184 ページでは短期予測として高

濃度発生の可能性がある条件での予測を行う計画でもある。

ただ、新川の対岸の高層マンションで現地調査を行うことを求めるかどうかについては、検討を要すると考える。測定機器を設置できるかどうかという課題もある。通常は、大気測定局のデータ等を活用して予測を行っている。高層マンションでの現地調査が必ず必要かどうかについてもご教示いただけるとありがたい。

【東海林委員】高層マンションはいつ頃設置されたか。また、現在休止中の環境美化センターのごみ焼却施設が稼働している時にマンションの住民から苦情はあったのか。

【事業者】高層マンションの設置時期は把握していない。環境美化センターの煙突の高さは50mであり、高層マンションで一番高いものは70m程度であり煙突を見下ろすような状況にあった。このため、冬場には煙突からの水蒸気が高層マンションに向かって流れていくような状況もあった。こうしたことから、新しいごみ焼却施設では煙突の高さを100mとした。これにより、従前に比べ高層マンションへの影響はかなり低減され则认为している。

【事務局】近年の苦情の発生状況についてだが、事業者を確認したところ、休止している環境美化センターに対する苦情は発生していないとのことである。

【吉久部会長】高層マンションについては、現地調査は行わないまでも予測は行うということによいか。

【事務局】現地調査の必要性については検討することとしたいが、短期予測の中で高層マンションへの影響を予測する必要があるというご指摘をいただいたので、それを基に部会報告案の内容を検討することとしたい。

【東海林委員】大気質の予測はパフ、プルーム式で行われるのが一般的だが、煙突の近くに建物がある場合には建物の影響を考慮する必要がある。予測手法としてプルーム式等で問題ないことは確認しているのか。

【事務局】方法書184ページに短期予測の予測手法が記載されており、プルーム式等を用いた予測を行うこととされている。高層マンションへの影響について適切に予測できるような短期予測の手法を検討することが必要とのご指摘を受けたので、これを踏まえて部会報告案の内容を検討することとしたい。

【吉久部会長】大気質については、通常的环境影響評価での予測高さはどの程度なのか。

【事務局】通常は、環境基準値に対する適合性を評価するため、地上1.5m程度での濃度が予測されるが、高層マンションへの影響についてはより高い位置での濃度を予測する必要があると考える。

【岡本委員】敷地が広くなり余剰の土地ができると思う。ここに人と自然との触れ

合いの活動の場を整備することまでを求めるものではないが、緑地の整備については単に法令で決められたように整備するというのではなく、環境に配慮した緑地の整備とされたい。緑地等の整備について現時点で何か案があるのか伺いたい。

【事業者】 敷地を拡張するが、廃棄物運搬車両の待避スペースや、計量のためのスペース、施設見学者のためのスペースを確保することを考えると、それほど余剰地ができるものではない。現時点で具体的な案はないが、スペース的な制約を考慮しながらできる限り緑地についても設けるよう検討していきたい。

【事務局】 事業実施区域内には市民グラウンドがある。市民グラウンドは、人と自然との触れ合い活動の場に区分されるものではないかもしれないが市民が利用している場所である。今回の事業により、市民グラウンドは移転することになると思うが、事業実施区域の外も含めて必要な機能が確保されるよう検討されるものと考えている。

緑地の整備については、地域の自然環境に配慮したものとなるよう、事業者を検討を求めていきたいと考える。

【吉久部会長】 煙突の高さが100mになるが景観面への影響はどうか。

【岡本委員】 100mの煙突が景観に良いかどうかを一概に判断するのは難しい。

周辺の建築物と調和しているかどうかとか、デザインが良いかなどを基に総合的に判断すべきだと思う。必ずしも、煙突を隠す必要はないと思う。デザインが良く周辺との調和が図られているのであればランドマークになる。環境影響評価では、デザインについて議論することができないが、良いデザインの建築物になるよう検討いただきたい。

【事務局】 ご指摘のとおり煙突は隠すべきものではない。一般的には、人間が対象をはっきり見ることができる視角は1度といわれており、煙突が100mだと約6km弱の範囲までは視認可能であると考えられる。デザインは重要だが、方法書の段階ではデザインが決まっていない。今後、事業計画が具体化される段階で、より良いデザインとなるよう検討するよう事業者伝える。

【吉久部会長】 方法書178ページで、「掘削・盛土等の土工又は既存の工作物の除去」の影響要因で、騒音や振動が予測されることになっていない。解体工事や廃棄物の運搬車両に伴う騒音や振動が予測されることになっていない。解体工事による影響は重要である。騒音、振動のみならずアスベスト等の有害物質の影響も考えられる。今回の事業では、事業者が名古屋市で解体工事は北名古屋衛生組合が実施することなので、事業者でない北名古屋衛生組合が実施する部分は環境影響評価の対象にしないということなのか。

【事務局】 ご指摘のとおり解体工事による影響は重要であると考えている。

今回の事業は、北名古屋衛生組合が環境美化センターの解体工事と敷地拡張を行い、名古屋市が新しいごみ焼却施設を建設するという役割分担の下、協力して事業を行うものである。したがって、北名古屋衛生組合が実施する解体工事も含めて環境影響評価を行うものである。このことについては、方法書 178 ページの欄外に、「工事の実施には解体工事を含む。」と記載されている。

ご指摘のように、影響要因の一つに「既存の工作物の除去」が記載されていることによりわかりにくい面はある。項目の選定理由を含め、わかりやすく整理するよう事業者伝える。

【東海林委員】確認だが、方法書の 178 ページで選定されている項目については、全て解体工事の影響を含めるということなのか。

【事務局】ご指摘のとおりである。「工事の実施」とは、「資材等の搬入及び搬出」、「建設機械等の稼働」、「掘削・盛土等の土工又は既存の工作物の除去」の全てを含むものであり、これらの影響要因において解体工事の影響を調査、予測及び評価する計画である。

例えば、「資材等の搬入及び搬出」では、解体工事を含めて工事中の車両の走行による影響を対象としているし、「建設機械の稼働等」では、解体工事を含めて建設機械が稼働することによる影響を対象としている。

「掘削・盛土等の土工又は既存の工作物の除去」は、土地等の改変による影響を調査、予測及び評価するものである。

【吉久部会長】方法書 15 ページに、低公害車や最新規制適合車等を使用するという配慮事項が記載されている。これに関連して、アイドリングストップは配慮事項にならないのか。

【事務局】ご指摘のとおりアイドリングストップの励行は重要である。ご指摘を踏まえて部会報告案の内容を検討することとしたい。

【吉久部会長】アイドリングストップについては条例に規定されていたのではないのか。

【事務局】条例では、駐車場の設置者に対し、アイドリングストップを呼びかける看板の設置を求めている。公道上でのアイドリングストップについては規定していないが、配慮事項としては重要であると考えている。

【吉久部会長】方法書 194 ページで、建設機械の稼働等に係る騒音の現地調査が、平日の 1 日となっている。日曜日の工事は行わないとしても土曜日に工事を行うのであれば、土曜日の調査を行うべきではないのか。

【事務局】土曜日には工事を行う計画である。事業者の考えとしては、工事の内容が平日と土曜日で大きく異なるものではないことから、代表的な日として平日の調査を行う計画とのことである。ただ、これは、周囲の工場の稼働状況が平日も土曜日変わらないのが前提になると思う。

一方、方法書 197 ページには資材等の搬入及び搬出に係る騒音の現地

調査の計画が記載されており、平日と土曜日に調査を行うこととしている。これは、近傍に大規模商業施設があり、平日と土曜日の一般車両の走行台数が異なることを考慮しているものと考ええる。

【吉久部会長】 周囲の工場は土曜日に稼働しているのか。

【事業者】 事業実施区域の西隣の工場は土曜日にも稼働している。

【吉久部会長】 方法書の 216 ページに低周波音の定性的な予測を行うとある。現地調査により低周波音の測定を行うのであれば定量的な予測になるのではないか。

【事務局】 環境影響評価では、事業実施区域とは別の類似施設で現地調査を行い、その結果の引用や解析を行う場合は、定性的な予測として整理している。ご指摘の点を踏まえて、低周波音の予測について整理する。

【富田委員】 地下水質について、既存資料での調査結果は記載されているが、工事中や供用時の地下水質を調査しないのはなぜか。

【事務局】 現時点で、今回の事業が地下水汚染を引き起こす影響が想定されないことから地下水質が項目として選定されていない。ただ、工事中の土壌環境については事業実施区域内の 2 箇所で土壌汚染の状況を調査する計画である。仮に、土壌環境の調査により事業実施区域内で土壌汚染が確認されれば、工事の実施により地下水質への影響も想定される。ご指摘の点を踏まえて部会報告案の内容を検討することとしたい。

ウ その他

- ・ 特になし。

(3) 閉会